

## 商業登記法第20条第1項

登記の申請書に押印すべき者は、その印鑑を登記所に提出しなければならない。

## 機能

会社としての登記申請意思の確認（設立後も、目的変更・増資等の登記申請書には、登記所届出印が押印される。なお、個人の実印では会社としての意思が確認できない。）

添付書面の軽減（取締役会議事録等に登記所届出印を押印すると、取締役・監査役の個人の印鑑証明書が添付不要に。商登規61、）

印鑑証明書の発行（会社の取引の便宜を図る。）

## 印鑑のオンライン提出（PDF等）の課題

- PDF化の際に、印影が多少縮小されたり、薄くなる場合がある
- システム上、印影の同一性を確保する工夫が必要

 解像度等のスキャンに係る規格を定め、会社はこれに基づき送信する必要  
利用者のニーズ、システム改修費用等を踏まえ、検討すべき課題（要省令改正）

## 印鑑提出を選択的にする方策の課題

- 設立に際し、登記所に印鑑を提出するか商業登記電子証明書を取得するかを選択制とした場合に、後者を選択する会社の割合の見込み
- 画一的処理が困難となり、登記の迅速化にはマイナス要素（登記事件の審査、設立後の印鑑提出者への対応、来庁者への相談対応等）
- 印鑑のオンライン提出とは別に、更なるシステム改修費用が必要

 利用者のニーズ、システム改修費用に加え、登記の迅速化への影響も踏まえつつ、慎重に検討すべき課題（要法律改正）